

郊外における住民組織

—神戸市東灘区本山町の例—

倉田和四生

目 次

| | |
|----------------------------|--|
| はしがき | |
| 1 郊外としての東灘区本山町 | |
| 2 研究枠組 | |
| 3 伝統的組織と財産区 | |
| 1. 消防団 2. 消防団後援会 3. 講・オトワー | |
| 4. 地区評議会（町内会・部落会） 5. 財産区 | |
| 4 新しい組織 | |
| 1. 防犯協会 2. 衛生組織 3. 婦人会 | |
| 4. その他の団体 | |
| 5 住民組織の構造と機能連関 | |
| 6 コミュニティーの変化と新・旧住民の関係 | |
| むすび | |

はしがき

竹内愛二教授がこの三月末で、めでたく停年退職される。ここにささやかな一文を恩師に捧げる機会を得たことを心から感謝したい。

竹内教授は、よく知られているように、関学文学部旧社会事業学科の生みの親であり、又社会学部創設の主要な一員でもあった。更に社会事業、社会福祉学会の重鎮である。

博士はアメリカのケースワーク理論を中心としていち早く一家を成し、戦前・戦中の逆境の中にあって終始一貫その学問的本質を守り通して今日に到ったのである。然かもその反面、高度の柔軟性、適応性、旺盛な知識欲はつぎつぎと新しい理論的成果を吸収して、新しい理論体系を作り上げた。T・パースンズを中心とする「役割理論」を軸にする竹内理論の体系化は、『専門社会事業研究』の中に見事に結実した。この労作のライト・モチーフは雑多な学問や手続の寄せ集めとしての社会福祉（学）に社会学理論を中核にして高度の学問的体系化を試みたこと、即ち福祉社会学の体

系化にあるといえる。

博士はその後もあくことなき前進を続け、最近では Community Development に取り組んで国際会議の場で縦横に活躍しておられる。本稿は Community Development をすすめる為の「予備的な調査研究」の一ケースとして役立ちたいと願うものである。

[一]

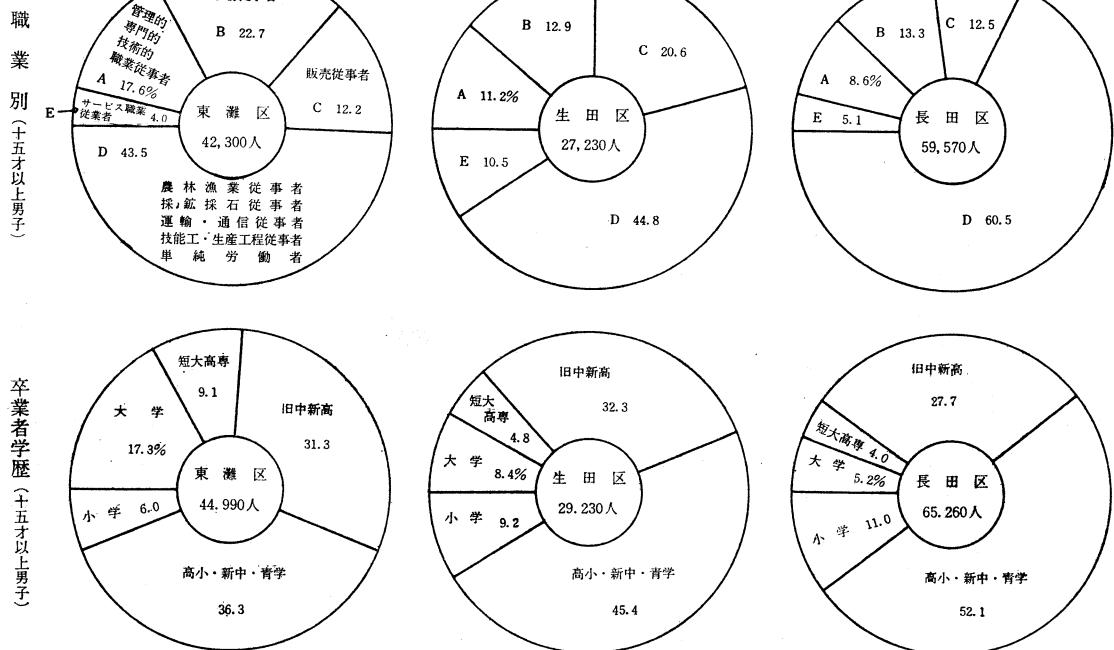
神戸市の人口の集中過程を詳細に検討すると四つの型が見とめられる。即ち ①都心型② 漸増型 ③郊外急増型 ④周辺部未来型の四つがそれである。各地区はそれぞれに問題を含んでいるが、殊に人口の拡散による急激な増加が見られる第三の郊外急増型の地域は、殊の他多くの問題を含んでいると云える。¹⁾

神戸市の場合、③の郊外急増型に属するものは、旧垂水区と東灘区の二区である。調査の便宜からここでは東灘区本山町をとり上げてみた。

アメリカに於ける郊外の研究は、1940年代の後半から急速に盛んとしてきた。 Fava, S. F., Greer, S., Sjoberg, G., Stein, M. R., Whetten, N. L., 達の業績がそれである。²⁾

これらの研究によつて指摘された郊外の特徴を東灘区について吟味してみよう。³⁾

- ①（家族構成員が都心部よりも多い）この点についてみると、神戸市全体の平均が3.76、都心の生田区が3.70、兵庫区が3.60であるのに対し東灘区は3.90となっており、家族構成員数は他区よりも多く成っている。
- ②（人口密度は都心部よりも低く周辺部よりも高い傾向を示す）



第 1 図

神戸市的人口密度は、(1km²)につき、都心部に近い灘区で8,500、葺合区9,700、生田区10,000、長田区23,000であるのに対し東灘区は5,000、須磨区は3,800を示し周辺部である兵庫区940、垂水区は2,400と成っている。

- ③ (郊外の場合には職場を都心に持ち、郊外の住宅からの通勤現象が一般化する)

東灘区の場合についてみると有業者の65%という高い率の人口が区外通勤である。

- ④ (場構成についての特徴は、専門職、管理職、ホワイトカラーの割合が多い)

東灘区の場合、第一図に示した、生田区、長田区との比較から明らかのように、(A)の専門的管理的、技術的職業が17.6%を示している。これは生田区11.2%、長田区8.6%に比べて非常に高い。

- ⑤ (郊外居住者の教育年限は他に比べて長い)

東灘区の場合をみると、大学、短大、高専の割合は26.4%であるのに対して、生田区では、13.2%，長田区では、わずかに9.2%にすぎない。東灘区は圧倒的に高い。

- ⑥ (生活水準が他と比べて高い)

東灘区の場合、テレビ、トランジスター・ラジオ、電機洗たく機、ステレオ、電機冷蔵庫、応接セットの普及率は兵庫区や垂水区に比べて最も高い。

⑦ (持家の割合が高い)

東灘区の場合、持家は42.4%，生田区38.4%，長田区は39.5%である。

⑧ (新旧住民の間に葛藤が生まれる)

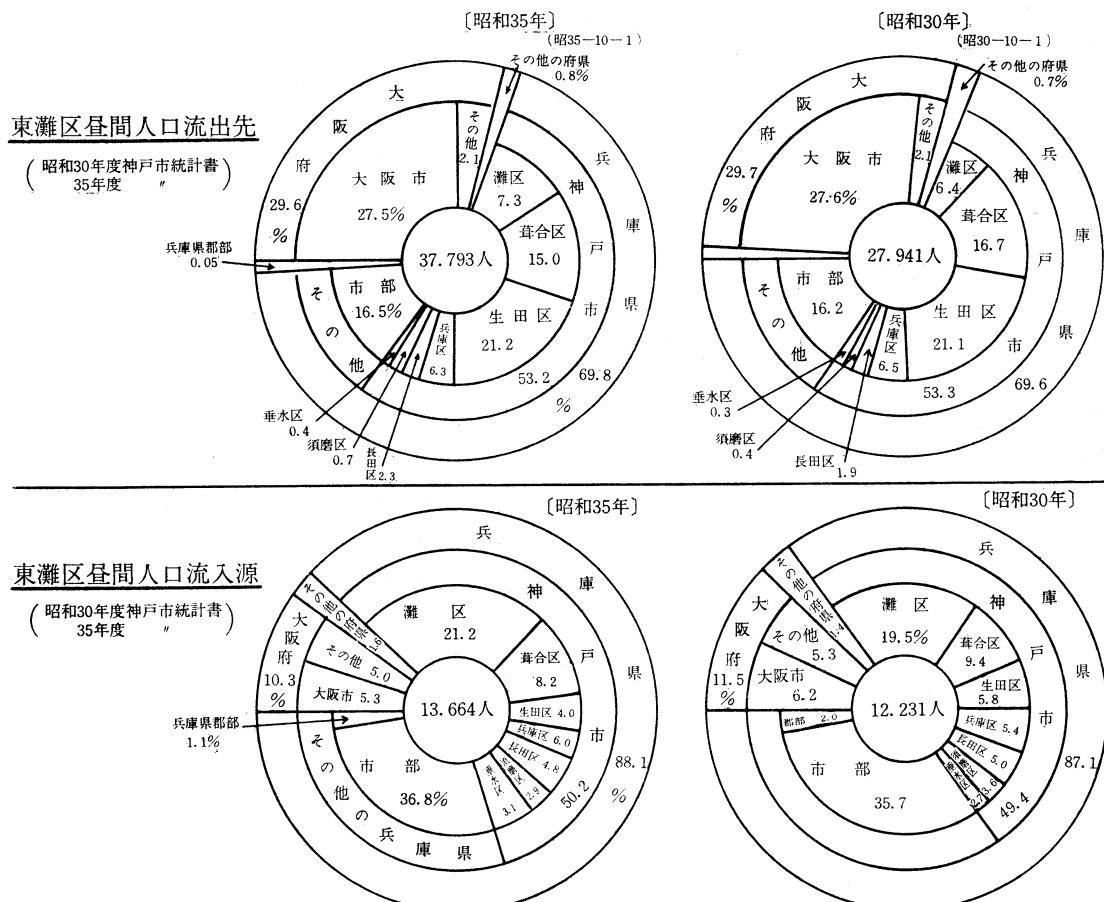
この問題については後で論究する。

以上の比較検討から見て、東灘区が郊外住宅地区として特質を備えていることが指摘されるが、ここでは住民組織の実態を明らかにし、新旧住民の関係について論究したい。

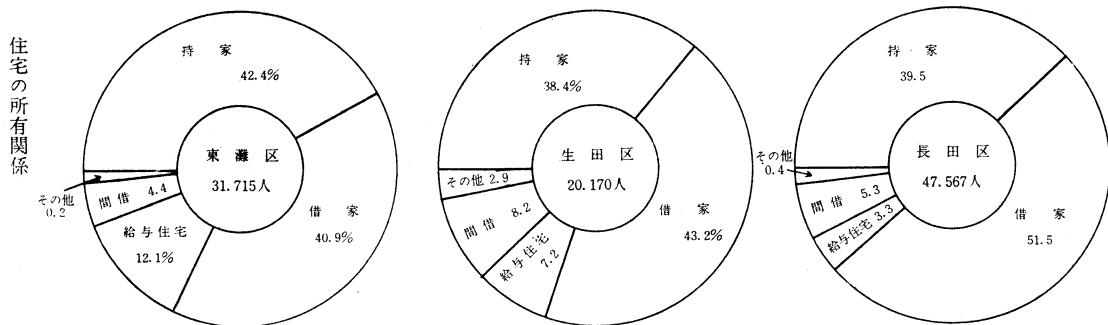
- 注 1) 拙稿「神戸市における人口の集中と拡散」関西学院社会学部紀要 11号
- 2) 高橋勇悦、「アメリカに於ける郊外理論」社会学評論 53号
- 3) 高橋氏の要約にしたがった。

[二]

研究の進め方として、三つの枠組を設定してみた



第 2 図



第 3 図

たい。第一は町内会についての「作業仮設」、第二は郊外住宅地区を分析する為の二つの分析軸—来住者・地元民と伝統的組織・新しい組織—、第三は構造機能分析の図式である。

(1) 町内会についての作業仮設

住民組織についてのこれまでの研究は、普通、町内会、部落会として一括し論究されてきた。その成果を要約すると、

① 住民組織は様々な名称をとることがあってもその実態は重層し癒着したものと成る。

ている。

- ② 住民組織は未分化であるところから、その機能に於ても diffuse な性格を持ち、特究の機能に限定することなく、適宜、色々の機能を果すことになる。
- ③ これらの町内会は行政の末端機構的、行政の補助的役割を果している。
- ④ 政治的に見れば保守勢力の温床と成る可能性を持っている。

ここではこれらの問題点を一応の作業仮説として、本山町の住民組織の実態をさぐり、その異同を検討してみたい。

(2) 二つの分析軸

次に住民組織を分析する為に二つの軸を設定してみよう。その一つは、組織の成立の時期と運営の仕方から、

- ① 伝統的組織か——新しい組織か
即ち伝統的な慣行に従って、組織され運営されるか、又はその運営の為に組織されたものであるか、或は戦後新しく組織され

たもので、伝統的行事とは一応無関係に地縁にもとづいて生ずる各種のサービスの為のものか、によって区分される軸である。

次に郊外住宅地区であるから、地元民の他に来住者が増加しつつあるが、組織の構成メンバーから見て地元民のみの組織か、或は来住者、地元民の区別なく全住民によって組織されるものであるかが区別される。

- ② 地元民のみの組織か一住民全体の組織か
これら二つの軸をかみ合せることによって組織の実態をとらえることが出来る。

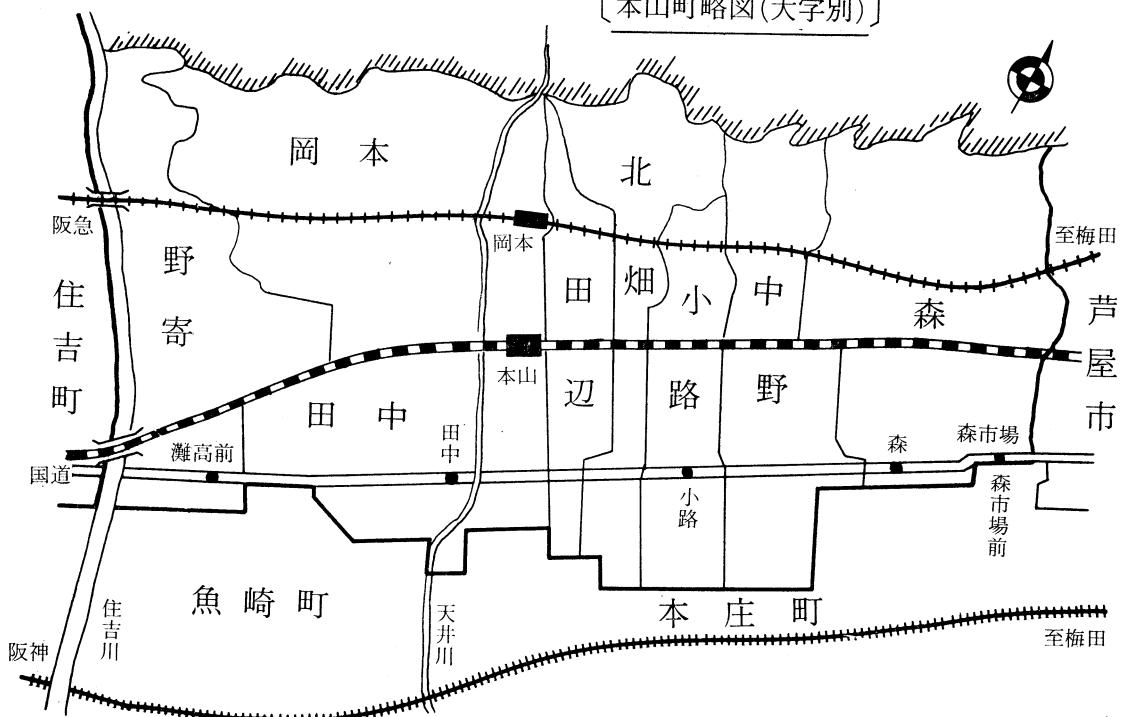
更に伝統的組織の中の部落評議会が管理する「部落有財産」について注目したい。

(3) 構造—機能分析と構造変化

構造分析についてはパースンズの型相変数を手がかりにして、新旧組織を対比したい。
それは次の四つのペアである。

- ① 特殊性—普遍性 ② 資質—遂行 ③ 非限定性—限定性 ④ 情緒性—情緒中立性

[本山町略図(大字別)]



次に機能分析については四つの次元を用いて簡単な図式化を試みる。

- ①普遍性一限 定 性(A)
- ②情緒性一遂 行(G)
- ③特殊性一非限定性(I)
- ④資質一情緒中立性(L)

これらの四つの次元の関連をみたい。更に構造変化についてはこれらの価値志向の変化過程を簡単にみてみたい。

〔三〕

「本山村」は中世の莊園の名称である「本庄」と「山路庄」の頭文字を結合したものだと云われている。¹⁾歴史的に見れば、幾多の離合集散を重ねているが、明治の自治制の施行に際し、本庄の一部（小路、中野、北畠田辺）、と山路の庄の一部（岡本、野寄、田中）

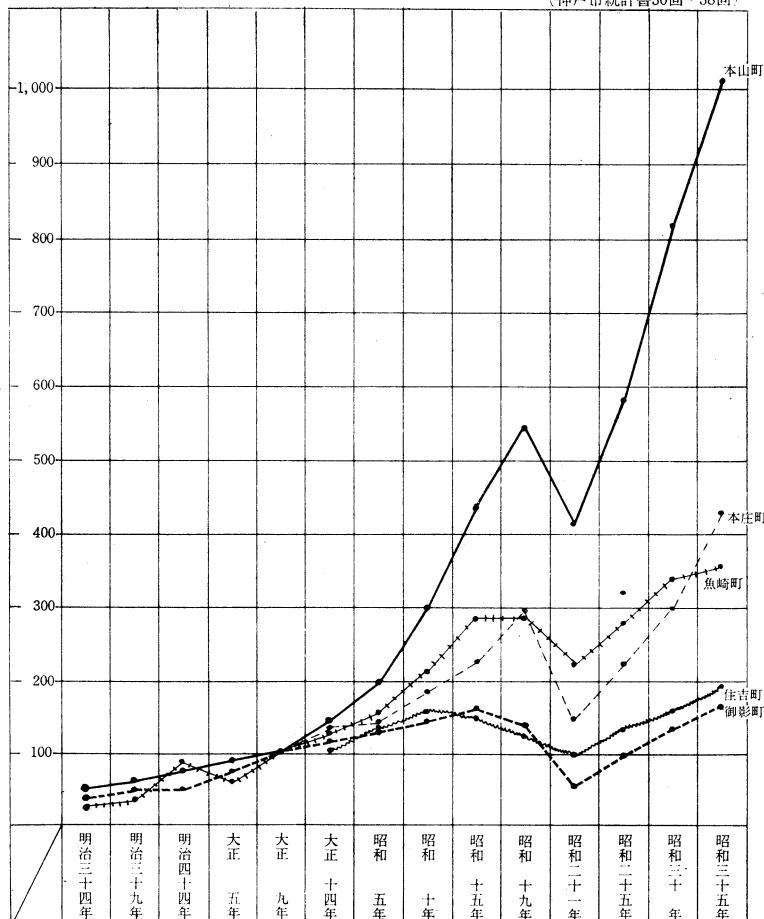
の8つの旧村から構成されて出発したのが本山村であった（第4・5図）。八つの旧村は新しく発足した本山村の大字と成了ったが、実質的には殆んど変らず自治体として存続して來た。明治末から大正、昭和にかけて、この地域が次第に近代化の波にあらわれるに従って多くの来住者が移り住んできたが、時にはこれらを包容し、時には排除しながらともかく戦前迄その自治体としての実体を維持して來た。この様な共同体の機能を担つて來た幾つかの組織体がある。以下これを取上げてみよう。

(1) 消 防 団

本山村では消防団は二重に組織されている。一つは市の専門の消防署である。これは東灘消防署

東灘区旧町別人口指数（大正九年を100とする）

（神戸市統計書30回・38回）



第 5 図

に専門の職員が常駐して東灘区一円の消防活動に当っている。もう一つは旧本山町が伝統的に維持して來た町の消防団である。これは本山町を二分し、東西二つの消防団が組織されている。（数年前迄三分されていたが編成贅えした）東分団の管轄地域は小路、北畠、中野、森の四地区であり、西は岡本、田辺、田中、野寄の四地区である。

町の消防団の歴史は古く、本山村発足後、本山消防団と呼ばれて來た。大正時代には本山村防護団と呼ばれた。昭和に入って防護団制度がかたまたが、昭和14年には警防団となり、戦後22年に本山消防団として復活した。

市消防団との関係についてみると、市消防署から出勤の要請があつて出勤した場合、

- ①ガソリンの現物支給
 - ②出勤手当 一人 100円支給
 - ③まかない料 (6時間以上の時) 一人50円
 - ④技術手当 運転手のみ 月一人 100円
 - ⑤他に衣料の現物支給 全員に年一着
- これは実質的な手当とは云えない象徴的なものである。

消防団の構成は、



が東西二つある。

入団の資格手続としては

- ①前科者でないこと
- ②年令満18才以上, 45才未満 (団長, 副団長は例外)
- ③入団届けと履歴書を団長に提出。消防署へ報告する。
- ④志操堅固, 身体強健な者

団員は從来地元民だけであったが, 近来は外来者でも入れることに成っているが, 実際には入る者は居ない。

消防団の運営規則は, 消防団が名目上, 市消防署の下部機構と成っているところから, 「神戸市消防団の設置等に関する規則」に従って為され, これは11ヶ条から成っている。

「集会」は月一回, 練習の為に集まる。

「収入」は別に組織された消防団後援会から年間約20万円寄付されている。「支出」は年一回の慰安会の費用と出勤に際してのガソリン代である。

「寄付の集め方」は団員が直接各戸を訪問して集め, これを消防後援会の会計に納めた上で, 会計から年間20万円を受取る。

「消防団の活動」は署長, 団長の出勤命令により出勤する。自己の管轄地区のみ出勤すればよい。山火事, 水害時は受持以外の地区の場合でも, 要請があれば出勤する。又歳末警戒は重要な任務である。

「他の組織との関係」。消防後援会から直接の財政的援助を受けている。又地区民によって運営されているところから, 他の伝統的組織との関係

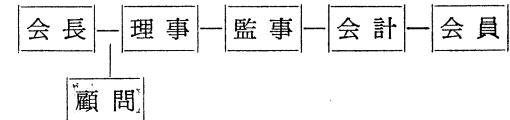
は密接である。

「地元民, 外来者の態度」。消防団に対する態度は地元民と外来者ではかなり異ったものと成っている。地元民は積極的に支持するが, 外来者の関心はうすく, 町の消防団は不要だと考えている外来者も多い。消防団といつても専従ではないから実質的には殆んど意味がないと考えているからである。

(2) 消防団後援会

「成立のいきさつ」 本山消防団後援会は昭和26年本山消防団を財政的に支援する為に結成された組織である。26年以前は団員が正月にハッピを着て寄付を集めていたが, 目にあまるものがあったので, これを止める代りに後援会を結成して, そこから資金を出こすことにした。

会の構成は



役員は殆んど旧来の地元民である。会員は名目的には, 全住民であるが実態は把握出来ない。

「会費」 寄付による。

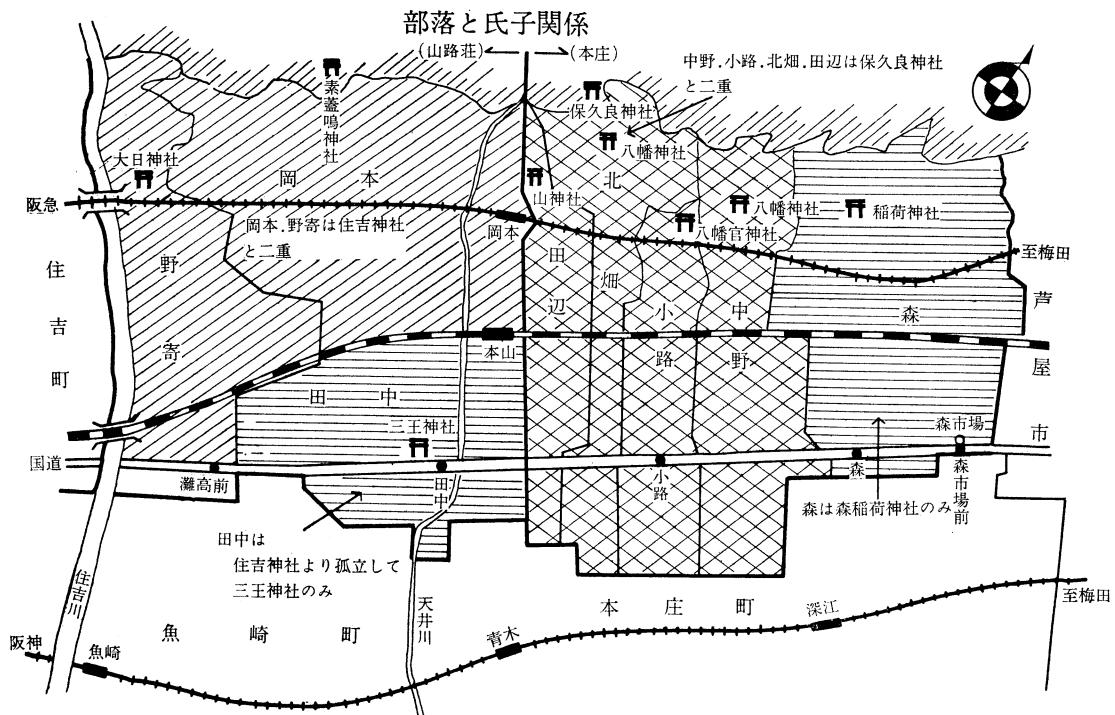
①正会員は年額 120円, ②特別会員は 240円, ③名誉会員 500円, ④特別名誉会員 1,000円と成っている。微収の方法は, 後援会に委託されて消防団員が直接各戸を訪問して寄付を集め。もし断わられたら, 強要はしない。

「収入」 寄付による収入は 85万—90万円ある。

「支出」 これは70万円を支出していることになるが, 大きな支出項目としては,

①事故の場合の費用の一部, 並びに見舞金, ②消防器具の購入費, ③優秀者の表彰, ④歳末警戒の費用, ⑤署から要請された以外の出動手当, ⑥団員費の追加支出し(旅行ガソリン代), ⑦寄付微収の為の費用等がある。

以上の支出項目から明かな様に, 本会は消防団の財政的援助の目的で作られ, 町消防団の近代化をねらったものであるが, その活動は消極的で, 所期の目的とは逆の結果をもたらしているといえよう。



第 6 図

(3) 講・オトウー

本山村は神社の氏子関係から見ると、二重、三重にも入りこんだ構造を持っている(第6図)。第6図に見られるように、全体としてみると、

①小路、北畠、田辺、中野の場合には、郷社保久良神社を共同で祭ると同時に各村の村社をそれぞれ祭っている。

②岡本、野寄、田中(現在は独立した)は住吉神社の氏子であると同時に各村の村社を祭っている。

③森は森稻荷神社を祭り、田中は単独で三王神社を祭っている。

本山村の各村には、神社信仰によって結ばれた「オトウー」と呼ばれる組織がある。田辺を除く七つの村では現在も活動している。戦後末期、食糧事情が悪くなり、一時中断したが、近時ますます盛になっていく傾向にある。オトウーは、トウ一田その他の財産を持ち、その収入によって経費に当てている。オトウーは旧い地元民によって構成されており、分家などによる以外は、メンバーの新しい加入は認められない。運営は、例へば、

北畠村の場合には現在35戸のオトウーで年に2戸の当番を決めこの当番がそのオトウーの世話係となる。北畠の場合は、オトウーは保久良神社の祭の前に講員全體で奉仕をし、その後青年会場(元は神社でしたが食事上の都合で変更)でお祝をする。従ってオトウーは神社の氏子(アクチーブメンバー)による信仰奉仕活動であるが、同時に潜在的な機能として、旧部落員の親睦、或はコミュニティ感情の形成に役立っている。

「伊勢講」ここにはオトウーの他にも古くから伊勢講がある。これも大抵は古い地元民によって構成されている。田辺ムラのように数年前に再編成されたものもあるが、古いままで運営されているものもある。伊勢講でも講田など若干の財産を持っている場合が多く、これを財源の一部に当てている。しかし伊勢講は一般に名目だけで、実際には殆んど伊勢参りはせず、団体旅行、親睦会などやっているのが実状である。

「保存講」大抵の神社では財政的な援助の組織として、保存講を持っている。これは神社保存の為の寄付金と、互助的な頼母子講を組み合せた

ような仕組みに成っている。月掛金の額や満期などについては、各神社により違っているが、例へば月1,000円×20ヶ月満期であるとすると初回の1,000円を保存金として寄付し残りを頼母子方式によって運営するという仕方が一般的である。

(北畠の様に保存金が非常に小額な場合もある。)

次に各ムラには一つ以上の寺があるが、これ等のお寺も、神社の場合と同様の保存講を立てている。講の運営は寺によって若干の違いがあるが、大同小異である。これらの講に加入している人達は旧い地元民を中心しているが、必ずしも地元民だけではない。外来者が相当に加入している。外来者の加入の割合は、ムラにより、又当事者のやり方により違いがある。外来者の数が地元民を上廻っている場合さえある。しかしここで注意しなければならない点は、外来者が加入する場合は、必ずしも信仰の為ではなく、経済的な意味で、頼母子講として参加しているのが実情である。これに反し地元民は、これらの神社、寺を自分達のムラのシンボルとして親身になって世話をしている。事実これらの神社や寺は、戦後、宗教法人と成了したが法人に名を連ねているのは、これら地元民の代表者である。彼等は法的にも神社や寺の責任者である。彼等は神社や寺を窮屈的な価値として信仰しこれと同一化している。

(4) 地区評議会（町内会・部落会）

中野ムラに於ける聞き取りを中心にして、町内会の概略について述べてみよう。徳川封建体制に於ては、庄屋と本役（三段以上の百姓）の合議制によって運営されていたが、明治自治制の施行によって、庄屋は戸長、惣代と成了。中野ムラは明治初期には53戸で村を構成していたが、明治22年に他の七ヶ村と合併して本山町大字中野と成了。大正時代には既に100戸に達していたが、そのころから10名の評議員を選びこの人達と惣代との合議によってムラを運営した。又惣代も次第に選挙によって選ぶように成了。この頃は部落会費を一括して集め部落の諸経費に当てた。大正9年に阪急岡本駅が出来たので本山町も発展の機運がみえて来たが、中野駅からは相当の距離があったので大きな影響は受けなかった。昭和2年に国道が開通したのでその周辺が急に発展し、森市場

附近が賑ってきた。然し最も大きな影響を与えたのは、省線の摂津本山駅が開設されることに成り、その資金を生み出す為の土地の区画整理を行なったことである。国道以南に軍事工場が建設されたのと合まって急速に住宅地化していった。その結果ムラには来住者が急速に増えた。外来者は地元の慣行に無関心であるところから、部落としての統一にいろいろの問題を引き起す可能性が生まれた。

しかし昭和14年内務省訓令として町内会の制度が発せられ、18年には更に一段と強化された為、問題は表面化しなかった。中野ムラには三つの部落会が組織された。第一区は省線以北、第二区は省線から国道まで、第三区は国道以南である。更に各町内会は三つ位の組に分かれ、組は四つ位の隣保に細分されていた。この頃も町の費用は町内会費として一括して徴収し、諸費用に当てられた。

戦後町内会は解散したので活動はなくなりたが、本庄村の水害の折、たき出しを頼まれたので、薬科大学の炊事場を借りたき出しをして災害救助にあった。この事件がきっかけと成って町内会の再組織化の機運が盛上って来たので、1区と2区から12名の評議員を選び、会長を互選したが、会費を集めないので経費がなく役員に成る人がない。

「地区評議会の機能」としては、ムラによつて若干の違いがあるが、共通している点は、①寺の維持運営（共同墓地の管理）②神社の維持運営③オトワーの運営④伊勢講の運営⑤消防団の運営⑥財産区の管理運営。勿論①～⑤迄の機能は部落会が直接運営しているわけではなく、間接的なものにすぎないのであるが、要するにこれ迄述べた伝統的組織は地区評議会をかなめにして分ちがたく融合しているのである。本山町の場合旧町内会が解散し、その後も復活していない為、表面的にはあたかも町内会が消滅したかのように見えるが、実態は必ずしもそうではない。地元民と来住者を統合するものとしての町内会は解散したが、地元民はいち早く地区評議会を組織して地元民だけの統合をはかった。しかし、来住者達は地域に対する関心がうすい為、再組織を必要

とせずそのままと成った。ところで地区評議会の個有の機能は伝統的なムラの共有財産の管理運営である。次にこれらう共有財産の管理の実態について概観してみよう。

(5) 共有財産の管理の実態

「財産区」というのは周知のように、市町村及び特別区の一部で財産や公の施設を所有しているもの、及び町村合併に際し市町村の一部で所有することが決められたもの（地方自治法第294条）であるが、これは農民の村持山、入会山に対する権利の主張とこれらの財源を国家目的に動員しようとする国家政策の競合をめぐる妥協の産物である。²⁾

まず東灘区五ヶ町の共有財産の管理状況についてみると、

① 住吉町 この町の場合には神戸市との合併に先だって、町有財産を一括して財団法人住吉学園を創設した。その運営は町民全体から選ばれた（普通の選挙による）代表（理事）によってなされる。その財産は山林宅地その他の利息及び貸地料などだけでも年間6,000万円に達する。町内会と財団法人が癒着し、財団法人は色々な面に於いて裏面から強い力を發揮している。

② 御影町 御影町は住吉町と同様に財団法人御影振興会を創設し、町民全体から選出された理事によって運営されている。

③ 魚崎町 この町の場合は、神戸市との合併に際して、地方自治法第295条及び市の条例に基いて「魚崎財産区」を作った。これは管理者は神戸市長であるが、実際の運営は「魚崎財産区議会」の議決によって行なわれる。この議会の議員は公職選挙法に基いて選出される。いわゆる狭義の財産区である。現在魚崎町の社会福祉の向上の為に年間130万円位の支出を各種の団体に対して行なっている。

④ 本庄町 この町は本山町と同様、旧ムラ毎に共有財産を管理している。

⑤ 本山町 本山町も旧ムラ毎に共有財産を管理している。既に個人名義に成っているものもありその実態は把みにくいが、講所有の小口のもの迄含めるとかなりの数になる。その中には、一つの部落で単独に所有するものと、数部落で共有す

るものとがある。その主なものをあげてみよう。

1. 岡本・田中・西青木（本庄町）共有山林。
2. 北畠所有の山林。 13,992坪
3. 森・中野・小路・田辺・津知（芦屋市）、三条（芦屋市）、神戸市（元北畠）、深江（本庄）、青木（本庄）共有のもの。（本庄山という） 943,587坪
4. 西青木（本庄）、魚崎（魚崎町）、横屋（魚崎町）共有のもの。 264,768坪
5. その他部落毎に建物、宅地等多数。

このようなケースは戦後の町村合併に際して大規模に現れてきた。本山町の場合には昭和25年合併以来注目されて来た。もともとこれ等の共有林が財産として重要な意義を持つようになったのはつい最近のことすぎない。戦後に於ても30年頃迄はムラにとってはむしろ負担であった。現に戦後これらの共有林の税が認められず、免税運動をして免税してもらいたいきさつがある。これ等の山林が莫大な財源として浮び上ってきたのは、法外な宅地の値上がりや、背山開発の計画化によって、これらの山林の価格が急激に上昇したこと、直接的にはある観光開発会社が、本庄山の一括購入の申入れをしたことによる。土地ブームが生み出した問題の一端である。

これ等の共有財産管理の複雑さを説明する為に、3のケースだけを説明してみよう。

3の本庄山の共有林は俗に100万坪と云われていたが、昭和25年合併前に25万坪を芦屋ゴルフ場に売却し、現在943,587坪と成っている。この本庄山の所有は①神戸市と②本山町4ヶ部落、③本庄町、深江、青木及び④芦屋市の津知、三条の共有と成っている。収益の配分については、伝統的に、全体の3割5分は均等割りとして9等分とする。残りの6割5分は戸数割（伝統的）に従って配分することに成っている。その戸数割りは、小路26戸、森73戸、中野53戸、田辺41戸、神戸市（元北畠）50戸、深江229戸、青木271戸、三条（芦屋市）33戸、津知となっている。このような本庄山共有林を、或る観光会社が一括して購入したいという話がもうあがり、売却する為話合ったが、管理者である神戸市が反対した為、賃貸に話を切りかえ接渉したが、神戸市の了解を得られず

未解決のまゝになっている。途中、北畠部落では責任者であるF・T氏が売却案に反対である為、その権利を神戸市に売り渡した。しかし北畠部落の地元民の間には神戸市に権利を売ったことに反対の空気が強く、責任者F・T氏のリコール運動を展開し、対立関係が続いている。本山町と本庄町、芦屋市の津知、三条等の見解も各々異っており、早急に解決する見通しは無い。

財産区のあり方を東灘区全体についてみた場合、今後の問題点として指摘されることは、

① 本山町 の場合は地元民のみによる部落評議会が慣習に従って管理しているが、地方自治法に基づいた運営方法をとらず、その管理運営が明確にされていない。

② 地元民と来住者との間にこれらの財産区に関する見解の相違がある。地元民は財産区を伝統的な慣行の成果と見るため彼等のみの権利を主張する傾向があり、来住者一般には、関心が薄いが、一部の人は地域の共有財であるから居住者全体の為役立てるべきだと考えが強い。

③ 地元民の自体の中に対立が発生する可能性がある。北畠部落のように狭い部落内で反目が続いている。

注 1) 本山村誌

2) 『財産区に関する論文集』神戸市理財局

〔四〕

部落共有財産を基盤とし、神社や祭を統合のシンボルとして結びついた地元民の伝統的組織は、近代化の波にあらわれ、戦争に痛めつけられながらも、不死鳥のように生きづけている。然しながら、それは過去の伝統によりかゝった後ろ向きのものであり、閉ざされた社会であるから、地域社会の問題に取りくむ積極性を欠いている。然しこれには確かに行政の貧困に帰せられるべきであろう。しかし、それがすぐに期待出来ない以上、これに代る役割を果すものが要請される。この要請に基いて、幾つかの地域住民の組織が行政指導によって結成された。これらの組織は伝統的な組織とは異った原理によって運営されている。以下これら

の新組織について検討してみよう。

(1) 防火協会

本山村には伝統的な部落の消防団があり、その財政的な後援をなすものとして消防団後援会があることを述べたが、他方「市の消防署」の後援団体的な性格を持つものが、防火協会である。昭和23年東灘防火協会として発足した。

「入会の資格」は定められた会費をおさめ防火に協力する精神を持つ人であればよい。

「役員」は会長1名、副会長2名、常任理事若干、理事若干、監事2名書記若干、顧問、参与若干である。

「メンバーの数」は200—250名位である。会員は工場や市場のように火災の起り易い所を対象としており、一般家庭ではない。

「会議」は総会と理事会に分れ、総会は定期(年4回)と臨時とがある。

「会費」は月700—3,000円の集金分が年間140万位と他に寄付金をつくる。会費を納めない場合は会員の資格を失う。

「協会の活動」は①山火事予防の為の灰皿を備える費用の半を支出する。②消防団、消防署に於ける優秀者の表彰。③署員の事故、病気などの費用。④転出、退任などの送迎会費。⑤消防器具購入の補助。⑥消火栓。⑦防火週間の出勤手当。⑧ポスター、パンフレットの作成費用などである。

この地域は防火意識が高く、ここ数年に3戸以上類焼したことはない。協会活動を積極的に推進するのは地元民の方が多い。本山にある工場は地元の人が多く経営している。来住者は消防署にまかせればよいとの考えなので関心がうすい。

(2) 衛生組織

戦後町内会の解散によって地域組織が消滅したが、行政的な必要から特に地域社会の衛生を向上させる為、市役所では衛生組織の結成を指導した。本山地区に見られる衛生組織(市役所に登録されたもの)には三つのタイプがみられる。一つは普通の住宅地区のもの、二つは団地や市営住宅の組織の中で衛生活動をしているものである。三つは市場組織の中で衛生活動をしているものである。

(A) 「本山環境衛生促進会」これは本山町岡本

中地区の衛生組織である。この地区は岡本商店街の中央会があつたが、区役所から衛生組織を作るよう促されたので、中央会とは別に約7年前に結成された。最初会員は20名位で出発したが、各家庭を訪問説得して入会させ、この地区300戸が（3戸を除き）殆んど加入している。3戸だけ加入しない理由は、この組織の仕事は本来保健所がするべきことであるから地区でやる必要はないということである。この人達はいづれも来住者であって地元民ではない。

「役員」は以前20名程もいたが、今では会長、副会長だけやっている。地元民が少數いるが、非協力的で“よそのものが”という意識が強い。

「会則」はなく年に一度決算報告をするが、定例総会は無く回覧板を通して報告する。重要なことを決める時、臨時会合を開くことがある。

「会の機能」としては大きな仕事は週に2回、人夫を雇って町内のゴミ取りをする。東灘区ではポリバケツのゴミ箱を取り入れたのはこの地区が最初である。その為ハエが少なくなった。その他月に2回の溝の清掃をする。前には親睦会などがやっていたが、現在はやっていない。

「収支」毎月30—100円。冬を除く8ヶ月分2回に分け徴収している。集会も雇人がやる。支出としてはごみ集めの人夫代、溝の清掃代、集金の代金等にあてる。

(B) 「岡本梅林会、市営住宅青葉会」 梅林会は梅林住宅の入居者全戸で構成する自治会であつてその一部として衛生機能が含まれている。「役員」は会長には管理人がなり、市役所、保健所など対外交渉にあたる。副会長、会計の他に月当番を決める。任期は1年。

会の機能は、地域内の衛生全般、対外交渉、寄附、親睦等に当っている。「青葉会」の場合にもほぼ同様である。

(C) 「新甲南・小路・森市場の会」 市場の共同利益を守り、親睦をはかる会であつてその中に衛生の機能が含まれているものである。

資格はこの市場で営業する者に限られる。

「役員」は年1回の総会で選挙される。その他に臨時総会がある。

会の機能としては、市場に關することすべてで

あるが、特に共同の電気代、衛生関係、ゴミ処理、広告改善費、スーパーマーケット対策費である。自営消防隊を結成しているところもある。会費は毎日徴収し、積立てておき支出に当てる。親睦をはかる為、年1回旅行する。

(3) 婦人会

「成立のいきさつ」 戦前この地区の婦人会は大日本婦人会、愛國婦人会、国防婦人会等が政府の指導で作られた。これらの団体の機能は兵隊の慰問程度であり、あまり活発でなく、現在の婦人会的な仕事は町会（後に町内会）がやっていた。昭和24年から25年ごろに婦人会結成の機運が盛上り、本山婦人会が誕生した。それが昭和30年に学校区に従つて3つの婦人会に分離した。本山中央婦人会（第1小学区）、本山甲南婦人会（第2小学区）、本山東婦人会（第三小学区）がそれである。まず本山東婦人会をとりあげて説明しよう。

「入会」 この地区内の婦人であれば誰でも入会資格がある。役員に申し込む。

「役員」 会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、会計監査2名、理事（町毎1名）7名、委員30名と成っている。年令的には50才台が多い。サラリーマン家庭の主婦が大部分を占めている。半数が地元民、半数が外来者、委員は毎年交替するが、役員は発足当時から變っていない。発足当時、会員は330名で、現在は450名である。これは町内婦人の3—4割に當る。最近では特に勧誘はしないが、入会を申し込んでくる。

「集会」 総会は年1回、理事会は月1回、その他、神戸市婦人団体連合協議会等から情報や問題が流されて来た時適宜開くことになっている。会場は小学校である。

「収入」 会費は1人年間200円であるが、その他募金の還元金、共同講入のリベート等が主な財源である。又、学校や公園、施設等に寄付している。

「活動内容」 (I)①選挙人名簿の作成、②各種募金③助け合い運動、④共同講入、⑤婦人会新聞（婦人神戸）の配達、⑥その他市役所の下請け的仕事（例へばオリンピアスタバコ、市の催物の入場券の販売等）、⑦市清掃局とタイアップして

(第7表)

懇親会・船会・余興会

| 内 容 | | 成 立 時 期 | 会 員 の 種 類 | 組 織 の 運 営 法 | 財 政 的 基 础 | 主 た る 活 動 内 容 | 市 や 他 の 組 織 と の 関 係 |
|----------------------|-------------------------|------------|--|--|--|--|------------------------|
| 組 織 名 | 役 員 会 員 | | | | | | |
| ①消 防 団 | 伝 統 的 | 地 元 民 | 地 元 民 | 現 在 東 西 二 分 団 36名 名義上市消防署の下部組織の若干の手当をもつて居るが実質的には各自の活動 | 消防後援会より年間20万の寄付 | ①本山町内の火災 ②山火事及び ③災害時に出動する ④年末警戒 その他週一回の訓練等 | (消防署との関係) 消 防 後 援 会 |
| ②消 防 後 援 会 | 戦 後 S.26年 | 地 元 民 | 地 元 民 | 全寄集めにをる | 消防団の財政援助の為生れた会長—理事—会計 | 消防団員が各戸を訪問して寄付を集め会計に渡しこれを消防団に支出する | 消 防 团 |
| ③講 講 | オ ト ー 伊 勢 講 保 存 講 | 伝 統 的 | 地 元 民 | 地 元 民 | 地元民によって伝統的に行う | 部落者の財産より収入(会費) | 地 区 評 議 会 |
| ④地 区 評 議 会 (旧町内会) | 戦 前 戦 後 | 旧代 町内 戰 後 | 地 元 民、 元多 民、 元住 民、 元来 民 | 地 元 民者 來地 | 運営委員をつくってやる 各町毎に地区評議員を選出してやる | 頼母子講のやり方 部落有財産の収入 (会費は持っていない) | ①神社・寺の保存 ②講掛金 ③(額賛) |
| ⑤防 火 協 会 | S.23世 | 地 来 元 住 民者 | 企 業 単 位 | 理事を選出 林建設・白鶴など大企業の提唱によって結成 | 会費700—3000円位いを 集める | ①山火事防止の施設 ②消防署員の表彰 ③消防署の器具購入援助 ④財産と財産の管理 | 消 防 团 |
| ⑥衛 生 組 織 | 戦 後 | 地 来 元 住 民者 | 役 員、 會 営 | 役員、会計を選出して運営 | 会費徵收 | ①ゴミ処理 ②ドブ掃除 ③消防署の器具購入援助 ④その他消防署の援助 | 市 消 防 署 |
| ⑦婦 人 会 | 戦 後 戰 後 再発 足 | 地 来 元 住 民者 | 本 山 東 中 央 甲 南 の 三 婦 人 会 書記 神 戸 市 婦 人 団 体 の 下 部 機 構 | 会費 共同購入販売の利益 募金の還元金 | ①運営人名簿作成 ②各種募金 ③助け合い運動 ④共同購入販売 ⑤婦人会新聞配付 ⑥各種講習会 | ①その他市役所の下請的工事 ②各種講習会 | 市 役 所 |
| ⑧防 犯 協 会 | 戦 後 | 地 来 元 住 民者 | 支 部 長 一分 会 長 — 協 力 委 員 | 会費徵收 | ①防犯燈の設置 ②夏季青年団 ③交通防犯 だよりの配付 ④門燈の夜間点燈運動 | 警 察 署 | |

ポリバケツを配付し週2回ゴミ集めをやっている。地区によっては月2回のドブ掃除をやっている。又保健所からの保健薬の配付をする。(Ⅱ)婦人学級で月2回2時間づつ料理、手芸等の講習を行う。市から1万円の助成金が出て、連合協議会から指導員が派遣される。(Ⅲ)遠足を春秋2回行う。又民謡の会などを催す。(Ⅳ)その他会長自身は、公明選挙推進委員、消費者モニター、食品衛生モニター、計量モニター、生活科学委員などに活躍している。

「中央婦人会」「甲南婦人会」なども会長のリーダーシップのとり方に応じて若干の違いはあるが、活動内容はほぼ同様である。

(4) その他の団体

その他の団体として青年団、防犯協会をとりあげてみよう。

青年団（田辺）

会員は30—40人位。資格は30才迄の男女で会長に手続きをすればよい。高校生や会社員が多い。収入は祭の時、各戸から寄付を集める。普通の家で100—300円、商店や大きな家で500—1,000円、会社や市場は1,000—3,000円位。（御輿のかき番の時は少し割ましして集める）青年団の活動としては①祭の場合中心に成ってダンジリを引く。②歳末警戒、③火の用心、④町を明るくする運動。

「部落との関係」昔の部落の有力者達がダンジリ等の管理を指導している。青年団出身で現在消防団員に成っている人達が指導に当っている。青年団に対する住民の関心はかなり強いが、来住者はむしろけむたがっている。

防犯協会 防犯協会は戦後警察の指導によって東灘区の本山支部として発足した。

役員は支部長、副支部長各1名、本部支部理事若干名、分会長25名、協力委員100名と成っている。入会は会費100—150円を収めればよく地元民、来住者の区別は全くない。支部の集会は年2回、活動として①防犯燈の設置、②夏季青少年保護、③防犯便り、④門燈の夜間点燈運動等が主なものである。

（新しい組織の運営については、最近の来住者が一般に無関心であるために、戦前から住んでいを人達の活躍が目立った。）

以上伝統的組織と新しい組織について個別的な説明をしてきたが、これを一覧表にまとめると第7表のようになる。次にこれらの組織の構造—機能分析を試みたい。

[五]

既に述べたように本山町の住民組織は大きく2つのタイプに区分して考えることが出来る。即ち伝統的組織と新しい組織である。これらの組織はその構成メンバーも違い、性格に於ても、著しく異なる。ここで新旧組織の構造分析をこころみてみよう。

(1) 構造分析

(A) 伝統的組織

伝統的組織には①消防団 ②消防後援会 ③講・オトウー ④部落会の4つが含まれるがこれ等に共通することはまず特殊に限定された地縁集団であるということがまずあげられる。従ってこの集団の成立は特殊なつながりがその根底をなしており、同一地域社会の中で特殊な機縁による区別がなされる。これらの組織は事実上その成立の基礎の「特殊性」において特徴づけられる。

次にこれらの組織の中における各個人の評価はその個人の遂行能力又は実績によって決る部分もあるが、それ以上に伝統的家格（例へば部落会長はたいてい旧庄屋、旧村長、旧惣代である）等によって決まることが多い。まだまだ本人の努力にかかわりない「資質」(quality) によることが多い。

第三にここでは少数の（全体に比べて）古くから知りあっている人間同志であるから親密な人間関係が保たれている。その人間関係は相手の特殊な側面に限定されることなく、広く相手の全人格に及ぶような性質のものであることはいうまでもない。これは人間関係の「非限定性」(diffuseness)といえる。又組織の機能も本質的に包括性を示している。

第四にここでの人間関係はゲマインシヤフト的なものであるから理知的、事務的であるよりも、「情緒的」なものであることはいうまでもない。

(B) 新しい組織

新しい組織には①環境衛生組織、②婦人会、③

防火協会、④P・T・A、⑤防犯協会等があげられる。これ等の新しい組織を伝統的組織と対比しながら、特徴づけてみよう。

第1に、新しい組織は地縁によって「普遍的」に結合したものである。伝統的組織が同じく地縁的であっても、特殊なつながりによる closed society であるのに反して、これは open society であり、「普遍性」(universalism) が成立の原理をなしている。

第2に組織内の評価は専らその人の遂行能力（この場合サービスを提供し得る能力）によって評価される。伝統的組織は家格などの生得的な資質によって決まることが多いのに対して、ここでは能力によって決められる。「遂行」(Performance) の原理が貫かれている。

第三にこれらの組織は地域社会をめぐる特定の問題を処理するために組織されたものであるから、その他の機能には無関心であろうとする。又そこに展開される人間関係も多数の人間によって稀薄化されるため、全人格的な交わりというよりもむしろ表面的、事務的なつきあいにとどまる。（たゞし全人格的な交わりが、個別に生まれることを排除するわけではない）その社会関係は限定性 (specificity) の原理が支配している。

第四にここで社会関係は情緒的であるよりも情緒的なものを出来るだけ抑制していくとする性格のものであることはいうまでもない。即ち情緒中立性 (affective-neutrality) の原理が支配する。

（ただし新しい組織がすべて合理的だというわけではない、両者のバターンはあくまで比較上の類型体である）

C 両者の比較

以上4つの側面から組織の性格づけを行ったが、次に両者を対比させてみよう。これは次のよ

| | 伝統的組織 | 新しい組織 |
|----------|-------|-------|
| ①組織の成立 | 特殊性 | 普遍性 |
| ②役割の評価 | 資質 | 遂行 |
| ③人間関係の範囲 | 非限定性 | 限定性 |
| ④情緒 | 情緒性 | 情緒中立性 |

うにまとめることが出来る。

これから明らかなように、両者はきわめて対照的な性格をもっている。従ってこの地域社会の基本的な問題は、同一地域の住民が、極めて対照的な組織原理を持つ組織に二重に組織されていることである。平常においてはこの両組織は排他的でなく両者は平穏に共存しているが、常に葛藤の可能性を内に含んでいることに成る。

(2) 各組織の機能連関

次にこれらの各組織がどのように機能的に連関しているかを問題にしてみたい。まず個別的に論究してみよう。

A 伝統的組織

1) 消防団 これはコミュニティの中に発生する緊急事態に対する適応機能を果すものであり、「志向の型」としては「普遍性」をはたてまえとしているが、実質に於ては、Community の全員によって補充されているわけではないから、かなり特殊性に偏向しているといえる。また「機能的」には限定性をたてまえとしているから、このコミュニティに於て「適応機能」 A を果している。

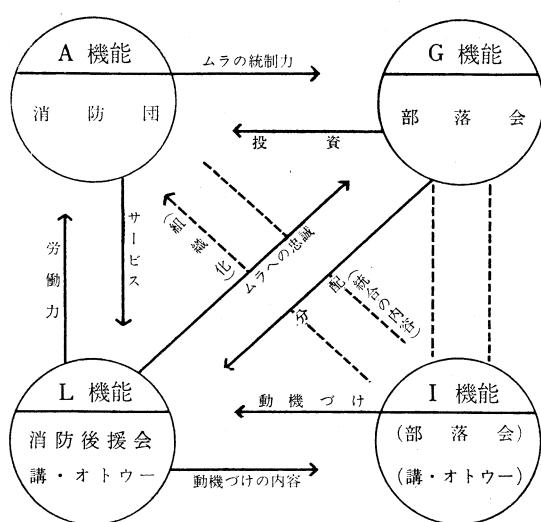
2) 消防後援会 これは消防団の後援組織として家族を単位に構成されているため、情緒的には中立性であり、又個人の評価は遂行能力によるよりも居住の事実という資質によってなされる。従って「これは潜在的機能」を果している。

3) 講・オトー 講・オトーも地元民であるという資質にもとづいて組織され伝統的にとり行なわれるものである。又情緒は一応潜在的なものであり、従ってこれも「潜在的機能」を果している。しかしこれは地元民の親睦を計る結果と成っているので、ある程度統「合的な機能」をも果している。

4) 部落会 次に部落会は各種の適応機能を動員しながら、目標達成に向って遂進する機能を果している。従ってその機能は「目標達成」である。

次に部落会は特定のつながり（伝統的に限定された地縁社会）による結びつきであるから社会関係は一般に親密なものに迄発展する。従ってそこの関係は限定的であるよりも非限定的である。部落会は極めて潜在的ではあるが、部落内部の

「伝統的組織」の機能連関の図



第 8 図

「統合的な機能」をも果している。

B 新らしい組織

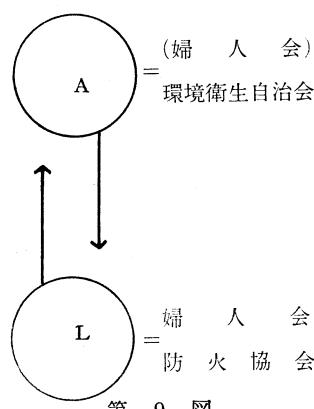
新らしい組織においては「環境衛生自治会」が適応機能を果し「婦人会」もその一部を担っている「嬉人会」と「防火協会」は潜在機能を果している。新しい組織では、目標達成と統合の機能を備す組織が欠けている。本山町がまとまりを欠いている原因がここにある。

C 機能連関

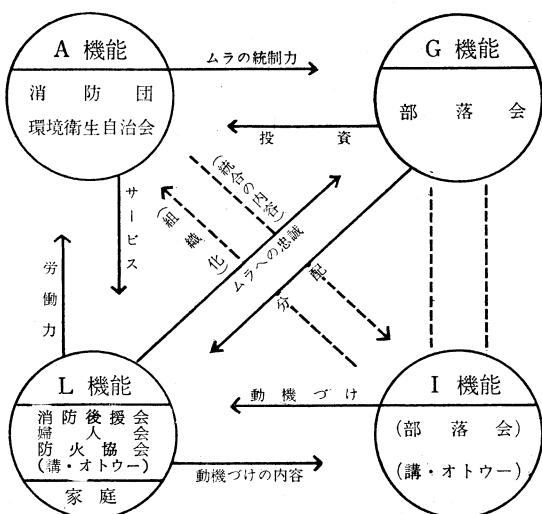
組織の機能連関についても、一応、新・旧別々に考えたうえで統合的に論じてみたい。まず「伝統的組織」の機能連関の図式の特徴は部落会が目標達成の機能と統合機能を未分化のままに内包しており、この社会の実質的な基盤をなしている。

8図の図式から見ても部落会がこの社会にとって基礎的な組織であることがわかる。

次に新しい組織の機能連関は比較的単純である。この9図の図式の特徴は



第 9 図



第 10 図

A・L機能だけが営まれ、G・I機能を欠いていることが著しい特徴である。即ち新しい組織間に統合の契機が少くなく、統一的な目標達成の機能も殆んど果されない。

次にこれらの新・旧二つの機能連関を重ね合せて統合的なものを考えてみると10図のようになる。ここで問題となるのは、やはり全住民に及ぶG・I機能が機めて弱いことであろう。急速に発展する郊外地区に於ては、Communityとしてのまとまりも、目標達成の機能を果す組織も欠けている場合が多い。Community developmentを考える際にもこの点は特に重要である。

[六]

社会は変化の過程に他ならないから、構造機能分析に加えて変化過程の分析が要請される。ここで簡単にこの地域社会の変化過程の分析を試みたい。

まず最初に全体としての地域社会の「構成要素」(ムラ)の変化過程を考察してみよう。

本山村は明治の地方自治制に際して8つの旧村が合併して発足した村である。これらの村は明治に入って庄屋を戸長、惣代という名称に変え、形式的には選挙という手続きによって選ぶことに成ったが、その実質に於ては殆んど幕藩時代と同様

の自治組織を維持してきた。この時期に於ては、強力な統制力を持った自治組織が、その下部組織として消防団・オトウ・氏子・壇徒組織を統治していた。部落会は部落自治の年間の予算を立て、これを家格にもとづいて戸別に割当て、これを徴収してその財源とした。各下部組織の活動は自治会からの支出によってまかなわれていた。

しかし大正末から昭和にかけて、物理的環境、殊に交通機関の発展変化に伴って来住者が多く成り、共同体の運営を困難にしたが、昭和10年代から戦時体制化がすすみ、部落自治体が国家統制の末端機構化された為、地元民と来住者とを合併したまでの組織化が進んだ。町内会組織が整備され「組」→「隣保制」が明確化し思想統制から物資配給に至る迄このチャンネルを通して行なわれた。

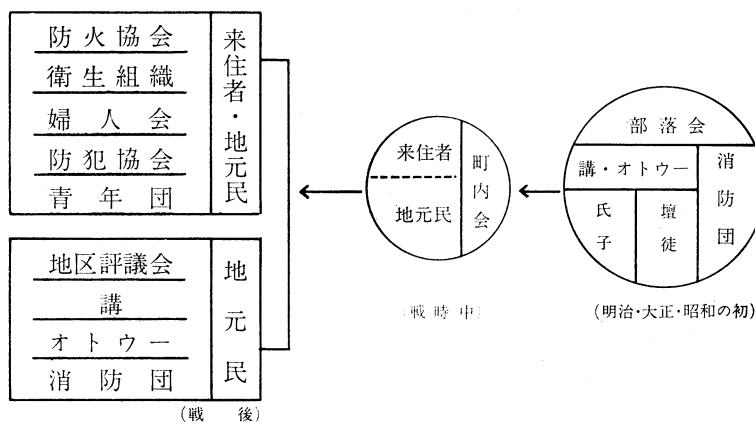
敗戦後、町内会が一挙に解散した為、異った価値志向を持つ二つの構成要素—地元民と来住者—を統合するわくは消滅し、地元民は彼等だけで伝統的な慣行を守り、来住者これに積極的な関心を示さなく成った。しかし日本に於ける行政の貧困からもたらされる現実は地域社会の組織の真空状態をそのままにして置くことが出来ず、行政指導という形で環境衛生自治会の結成がはかられた。これらの組織原理は前に述べたように普遍性であり、地域住民全体に及ぶものである。すなわち戦後の組織構成は、特殊性を原理とする地元民の組織と、普遍性の原理にもとづく来住者と地元民を

含めた組織に分離し、これらを統合するような共通した枠組を欠いている状態である。本山町の旧8ヶ村は、旧村内である程度の統合をたもつてはいるが、横のつながりを欠いているのが実状である。これをまとめて簡略に図示すると11図のようになる。

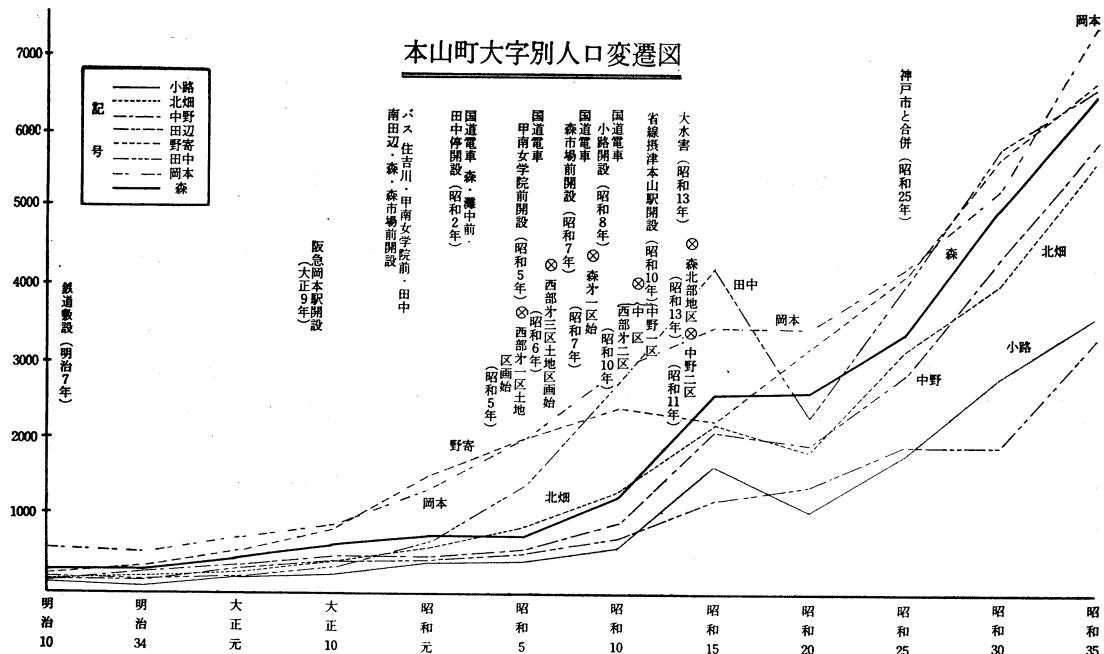
次に価値体系の変化についてみると、一般的に云えば、第一の価値体系即ち「特殊性」・「資質」・「情緒性」が支配的なものから、第二の価値体系、即ち「普遍性」・「遂行」・「特殊性」・「情緒中立性」が支配的な価値体系へと変化する過程であるといえる。前項の組織構成の段階に即していえば、第一期の明治、大正、昭和の初期迄は第一の価値体系が支配していた時期である。

しかし第二の戦時中に於ては、異った価値志向を持った外来者をかかえていた為、異った価値体系の共存が認められる。第一の価値体系は形式的な普遍性の原理を容認し導入するという譲歩を示しながら、その実質に於ては依然として第一の価値体系の支配が続いた。

この関係が逆転するのは戦後に成ってからである。戦後は第一の価値体系を肯定する民主主義の滲透によって、第二の価値の支配が確立したが、第一の価値体系は自己の組織範囲をせばめて、その内部で伝統的な価値体系を維持していくとする。ここでは戦時中とは逆の関係で第二の価値体系と第一の価値体系が共存しているということが出来よう。これらの異った価値体系は現在のこと



第 11 図



第 12 四

ろ、たいした葛藤もなく共存しているが、その可能性を含んでいるといわなければならない。

次にこのような変化を引き起す「要因」について考えてみよう。社会システムに対する変化要因の衝撃は、1) personality system 2) organism 3) cultural system 4) これ等を通して physical or natural environment 5) 最後に他の社会システム等が分析されるが、ここでは3, 4, 5を取上げてみたい。

まず物理的環境が与えた影響として最も重要なものは、この地域の交通機関の発展をあげなければならない。第12図が示すように、交通機関の整備に伴ってその利用範囲の人口が急速に増加することが分る。これらの来住者は異った価値体系を持ちこむことに成る。

本山町の居住者もこのような交通機関の整備には積極的に参加した。それは省線の摂津本山駅の誘致運動によく表われている。彼等は敷地の提供と7万円の地元負担金を引受けるため「土地区画整理」を行ない、それによって財源を生み出した。しかもこれは単に財源を生み出しただけではなく、この地域がその後、住宅地区として飛躍的に発展する重要な契機と成了った。

次に文化システムからの衝撃についてみると、郊外化に伴って多くの来住者が住むようになったが、これらの人々は異った価値体系及び生活様式を持ち込んでくる。そこでこれらの異った文化は相互に影響し合うことに成る。その結果伝統的な価値体系も次第に変化していく。

次に他の社会システムからの衝撃が絶えず加えられている。各種の社会制度がこの地域社会にも滲透して来るが、これらの社会制度は伝統的な価値体系と矛盾する場合が多いので、この側面からも強い刺激を受けることに成る。しかしこれらの衝撃の中で最も大きなものは敗戦によって価値体系が崩壊したことであろう。これは地域社会の各方面に非常に大きな影響を与えているのは言うまでもない。

地元民と来住者の関係

地元民と来住者との関係についてみる場合、既に述べたように「共有財産」がどのように管理運営されていくかということが非常に重要な意味をもってくる。

まず「一般的」には、

- 1) 地元民は伝統的な慣行に关心を持っている
が

- 2) 来住者は部落の伝統的な行事に無関心である
- 3) 地元民と来住者は一応平穏に共存しているが、異分子としての感情が潜在しており、重要な問題を契機に葛藤が表面化する可能性がある。

「住吉・御影町」の場合には町内会と財団法人住吉学園が融合して強力に組織されており、来住者もこれに対立することなく互に補完的な関係を保っているので対立はない。

「本庄町」の場合には、「環境衛生自治会」を基盤とする新興勢力（来住者中心）と共有財産を基盤とする部落会（地元民）との対立競争がみられる。

「本山町」の場合には①来住者が新興勢力に成長するための全町的な組織がなく、あっても弱い為、旧勢力に対抗するほど十分には成長していない。

②来住者は旧部落のことに関して一般には無関心であるが、一部の人達には地区評議会の財産管理のあり方にわり切れないものを感じているむきもある。

③既に述べたように地元民の間にも共有財産の管理運営について意見の相違が生れ、これが拡大発展する可能性もある。

④旧8ヶ村が各々孤立しており、全町的な統一性が弱い。横の連絡を試みが為されたこともあるが、いづれも失敗に終っている。このように本山町は東灘区の中で最もまとまりのない町と成っている。このような事実もその根底に共有財産の管理の在り方、即ち依然として旧部落が別々に所有しており、この利害関係が、旧部落の統合を妨げる一因を為していると考えられる。しかも本山町の場合には本庄町のような新しい全体的な組織の発達も遅れていることもその一因であろう。

むすび

最後に作業仮説を検討してむすびをしたい。

- ① 仮説にあげたように、組織間の重属・癒着は本山町の場合にも、かなり存在することが確認された。殊に伝統的組織の内部に於ては殊にそ

うである。しかし新しい組織との関係では必ずしも重属・癒着が常態であるとはいえない。

- ② 現在の本山町の場合にはもとの町内会のような非限定的（diffuse）な機能を果すという仮定は停滞した村落社会をモデルにしたものであるから、急速に膨張する郊外住宅地域にとって妥当なものであるかについては慎重な検討が必要であろう。
- ③ 行政の補助的な機能を果しているのは伝統的組織、地区評議会（町内会）ではなく、新しい組織としての婦人会や衛生組織である。

終りに強調したい点は、住民組織が実に複雑であるということである。地域的にも歴史的にも非常に複雑である。これを単純に一般化し、町内会として論ずることは、非常に危険なことであるようと思われる。郊外は、urban-rural fringe であるため特殊な問題をもつというだけでなく、日本のように村落に歴史的な残基がよどんでいる場合には、楽観的なアメリカ都市社会学の図式では説明不可能な要素が残される。町内会の研究についても精密な分析枠組を設けて実証的な調査を積重ねていくことが必要であるように思われる。

したがってコミュニケーション・デベロップメントを実践する場合にも、ただ単に民意をすい上げる機関の組織化を上から指導するだけでなく、その地域の社会構造を十分明らかにし、既存の組織の性格を十分に見きわめた上で、その地域社会に適した方法を決定して行かなければ十分な成果を期待出来ないであろう。日本の地域社会には長い歴史の過程の中で形成された社会構造や組織が累積しているから、外国における発展の方式を安易に、画一的に適用するだけでは十分でないことを深く自覚しておかねばならない。

付記 本稿は文部省科学研究費助成による近代化過程の研究の一部である。

調査に協力していただいた東灘区長、庶務課、係長および本山町地区評議会の役員の方々に心から謝意を表したい。